議会改革推進特別委員会　作業部会Ａ【第６回報告書】

日時：２０２６年１０月２９日(木)　９時２２分～１１時２４分
出席者：内藤委員長、栁田副委員長、太田委員、宮池委員、佐野委員、白川委員、尾﨑委員

【項目①：予算と決算の連動について、項目⑲：議会からの予算要求の仕組み化について】

〇マクロの視点（施策評価のための提言）については、他市の手法をそのまま本市議会に導入することは難しいことを踏まえ、提言を行う場合に協議が必要な事項について太田委員より制度設計案が示された。

※提言を行う場合に協議が必要な事項

・提言内容を協議するための日程（10・11 月の閉会中常任委員会の開催の是非を含む）
・提出時期、テーマの設定方法、決定方法（全会一致か過半数議決か）、
・提言が予算にどう反映されたかをチェックする方法（３月定例会のスケジュール）

〇太田委員の制度設計案は以下のとおりである。

・10・11 月の閉会中常任委員会を 12 月定例会の会期中又はその前後に移し、空いた日程を使って、９月定例会の閉会後直ちに４～５日で提言書を取りまとめ、執行部に提出する。
・提出時期は、予算編成に間に合うよう、遅くとも 10 月初め頃とする（執行部との調整が必要）。
・テーマは、当初は決算審査で最も重要と思われ、各会派の賛同を得やすいものに絞り、試行しながら改善していく。決定方法は全会一致を目指す。
・提言の予算への反映状況をチェックする方法（３月定例会の審査方法）は、今後検討する。

〇各委員の意見は以下のとおりである。

・閉会中常任委員会を縮小すると議員の調査が薄くなり、議会のチェック機能が弱まる。閉会中常任委員会は残した上で、例えば 10・11 月の常任委員会を午前中から開催してその中で提言を協議するなど、審査を薄めない方法を検討すべき。
・提言のほうが重要であり、閉会中常任委員会は１回であれば開かなくてもよい。
・連続した５日間で各分科会が１日ずつ提言をまとめるのか、全員で改めて決議するのか、各委員の要望を全て盛り込むのか数点に絞るのかなど、提言の作り方のイメージを共有した上で議論すべき。
・予算要求を行うには決算審査だけでは不十分であり、夏（７・８月）の常任委員会で現年度の予算の執行管理を行い、決算審査の評価の仕組みを作る必要がある。施策の要望であれば９月定例会で可能だが、事業予算の要望であれば 10・11 月の常任委員会で現年度の執行状況を確認した上で行うほうがよい。まずは施策の提言から始め、次の段階として事業予算の要望に進めてはどうか。仕組みとして続けるには、負担を一時期に集中させず分散させる必要がある。

・四日市市議会では、委員が同じ常任委員会に２年続けて所属していたと記憶している。それも一つの案である。

○提言を行うことについては了承された。提言の対象を施策とするか事業予算とするかで仕組みが大きく変わるため、以下の２つの案を比較して委員会に示し、協議することとした。
・案１：９月定例会の決算審査に基づき施策を提言する。９月定例会の審査（総括質疑、討論・採決）の終了後に一定の期間を確保して提言を取りまとめ、10 月中に提出する。
・案２：夏の常任委員会で現年度の執行状況を確認し、９月の決算審査を経て、10・11 月の常任委員会で再度執行状況を確認した上で、翌年度の事業予算を要望する。７・８月及び 10・11 月の常任委員会の審査の進め方をルール化する必要がある。

○いずれの案でも、提言の日程を確保するため、10・11 月の閉会中常任委員会の日程（開催の有無、並行審査等）を工夫する必要がある。

○ミクロの視点（事業評価）については、執行部と調整中であるため、継続とする。

【項目⑪：議案審査について（議案ごとの審査、法令の徹底）】

○前回の委員会での佐野委員からの申出を受け、事務局が中核市（本市を除く 61 市）を対象に、委員会における付託議案の審査方法を調査した。結果の概要は以下のとおりである。
・委員会で付託議案を一括議題としていない市が 47 市（約８割）、本市と同様に一括議題としている市が 14 市であった。
・47 市のうち 42 市は議案ごとに説明・質疑・討論・採決まで行って次の議案に移り、５市は質疑は議案ごとに行い、討論・採決は全議案の質疑終了後にまとめて行っている。関連する議案は委員長の判断等により一括議題とする場合があるとした市が 23 市あった。
・メリットとして、議案ごとに詳細・丁寧な審査ができる、審査の対象や論点が明確、関係する理事者のみの出席で済む等が、デメリットとして、審査時間が長くなる、関連する議案をまとめて質疑しにくい、終了時刻の見込みが立てにくい等が挙げられた。
・質疑の持ち時間は 61 市中 49 市が設定しておらず、持ち時間制をとる本市で導入する場合は、時間の配分・管理の方法も併せて整理する必要がある。

○各委員の意見は以下のとおりである。
・他市の８割が１議案ごとに審査しており、本市も導入すべき。持ち時間は、議案ごとに設定すると終了時刻が読めず、質疑のない議案も多いため、全体で設定するのがよい。
・３月定例会の予算の分科会での項目ごとの審査（持ち時間は全体で 90 分）と同様に、議案ごとに質疑の有無を確認して順に進める方法とすれば、整理しやすく、意見もまとめや

すい。採決は委員会の最後にまとめて行うことを想定しているが、１議案ごとに採決すべきとの意見があれば、それも議論すればよい。
・持ち時間は全体で設定し、個人の判断で使う方法を維持すべき。

○事務局からは、11 月の委員会でまず１議案ごとの審査を行うかどうかを協議いただき、その後、審査のルール（正副委員長案）を作業部会で協議して１・２月の委員会で確定させ、６月定例会から試行するという手順が示された。

【項目⑬：本会議質問における時間計測方法について】

○令和元年９月定例会から令和４年３月定例会まで、代表質問のうち一括質問一括答弁によるものについて、質問者の発言時間（片道）で 35 分を限度として計測する方法を試行した（42 回）。結果は以下のとおりである。
・片道：平均約 29 分（最短 15 分、最長 35 分）
・往復：平均約 58 分（最短 29 分、最長 78 分）。往復 60 分超は 42 回中 17 回

○試行後は往復で計測する方法に戻している。片道方式は、一問一答方式では操作が煩雑となることから困難であり、個人質問では方式が混在するため、システム上計測が困難である。実施する場合は前回の試行と同様に代表質問の一括質問一括答弁に限られる。

○提案者からは、発言できる時間が明確なほうが質問を組み立てやすく、答弁がかみ合わない場合にも質問時間が圧迫されない。往復はおおむね 60 分程度に収まっており、片道の時間の設定を調整すれば現在の日程を変えずに実施できる、との説明があった。

○各委員の意見は以下のとおりである。
・前回の 35 分は過去の実績から設定されたものだが、その決め方が妥当か疑問である。30 分、40 分など検討の余地がある。
・一度結論を出した事項であり、令和４年３月以降の質問時間を調査した上で議論すべき。当時の片道の平均は 29 分であり、30 分でよい可能性もある。
・調査の対象期間は長くなくてもよく、直近の定例会を中心に、出せる範囲で調べればよい。

○前回の試行は、片道でおおむね 30 分、往復でもおおむね 60 分に収まっていたことから、片道方式にしなくても支障がないとして終了した経緯がある。

○直近１年分の代表質問の時間（片道・往復）を調査し、その結果を踏まえて委員会で協議することとした。

【項目⑭：委員会における委員間討議の活性化について】

○試行実施に関するアンケート（議長を除く 38 名全員が回答）の結果は以下のとおりである。

本格実施すべきか	試行のまま本格実施	運用を改善して本格実施	どちらとも言えない	実施する必要はない
閉会中の委員間討議	４名	15 名	５名	14 名
会期中の委員間討議	７名	11 名	４名	16 名

・本格実施すべきとした人は、閉会中は他の委員の考え方が分かる（相互理解）、会期中は審査・採決の判断に役立つ（審査への効用）点を評価している。
・実施する必要はないとした人の主な理由は、意見を述べ合うだけで議論が深まらない、実施自体が目的化しているというものであった。「議論が深まらない」との指摘は、本格実施すべきとした人からもあった。
・論点の明確化と討議結果の扱いは立場を問わない共通の課題であり、「必要な時に実施すればよい」との意見は双方にあった。
・運用面では、ルールが守られていた（おおむねを含む）34 名、所要時間（おおむね 40 分）は適切 22 名・長過ぎる 14 名、理事者は退席すべき 22 名、インターネット中継は実施すべき 16 名・必要ない 13 名、テーマの選定方法は現行の方法でよい（閉会中 24 名、会期中 19 名）であった。

○正副委員長の所見として、試行は一定の役割を果たした。委員間討議は議会基本条例にも規定されていることから実施できる環境は残し、各委員が課題と思うテーマがある時に限り実施することとし、最低限のルールとして以下の正副委員長案を示した。
・対象：質疑を行う全ての委員会（互選、資料要求、運営協議等を除く）
・実施：全ての質疑の終了後、テーマが示された場合に限る
・テーマの選定：閉会中・会期中とも、希望する委員が開催日の２日前の正午を目途に用紙で委員長に提出する。当日の報告案件や質疑の内容もテーマとすることができる。複数のテーマが提案された場合は、協議の上、順番に扱う
・理事者は退席し、インターネット中継を行う
・所要時間はおおむね 40 分とする。討議における留意事項及び討議の内容を委員長報告に含めないことは、試行と同様とする

○各委員の意見は以下のとおりである。
・委員間討議は、討議すること自体が目的ではなく、多様な意見の合意形成を図りながら課題解決に向かうことに意義があり、時間をかけてでも続けるべき。
・まずは仕組みを作り、次の世代も活用できるよう積み上げていけばよい。
・テーマが事前に分かっているかどうかで発言の内容が変わり、当日の報告案件でいきなり討議するのは難しい。一方、議員同士の意見交換の場はほかにないため、正副委員長案で継続して議論を深めるべき。

○アンケートでは半数近くが実施する必要はないとしているものの、議会基本条例の規定も踏まえ、正副委員長案を委員会に諮ることとした。

【項目⑮：議会制度について（通年議会）、年間スケジュールの固定化について】

（１）通年議会について

○正副委員長案として、以下の理由から、通年議会は導入せず、現状のままとすることを提案した。

・本市議会は、定例会の最終日に閉会中継続調査の議決を行い、閉会中も各常任委員会で所管事務の調査を行っている。また、特別委員会や議会運営委員会等を含め、年間を通じて多くの会議を開いており、既に通年議会に近い活動をしている。

・通年議会の導入のメリットとされる、地方自治法第 179 条の専決処分（急を要する和解・損害賠償の額の決定、３月 31 日公布・４月１日施行の市税条例の改正等）に代えて議決できる点については、議決が必要な案件が生じた場合は臨時会で対応できる。

○各委員の意見は以下のとおりである。

・視察を行ったが、現状の本市議会はほぼ通年議会の状態であり、事務局の増員が必要になった議会もあることから、導入は難しいと感じた。正副委員長案でよい。

・９月定例会の決算審査で、議会の審査前に予算が執行されていた事案があった。通年議会であれば速やかに補正予算を提案できることから、執行部の現状を見ると、導入も必要ではないかと考えた。

・既に通年議会に近い活動をしている。導入する場合でも、軽微なものは引き続き専決処分とし、重要な案件は議会に諮るよう線引きできるのであれば、議会の活動を市民に示すことにもつながる。

・臨時交付金等の国費 100％の予算でも、使途の選択には市の判断が伴う。事故の賠償等の細かいものまで諮る必要はないが、そのような場合は臨時会を開くよう市長に求めるなど、臨時会の開催のハードルを下げる方法を検討できないか。通年議会とすべきという趣旨ではない。

○委員長からは、上記の予算執行の事案は通年議会の有無とは関係がない（臨時会でも補正予算の提出は可能であった）こと、議会事務局の職員数は現状でも不足していることについて説明があった。また、国費 10 分の 10 の補正予算を専決処分する場合も、各会派等に事前に説明があり、現状では問題なく運用されていることから、判断を伴う専決処分に関する意見は、通年議会とは別の方法で対応できないか検討すべきとの発言があった。

○正副委員長案に、作業部会で出た意見（臨時会の開催等）を付して、委員会に諮ることとした。

（２）年間スケジュールの固定化について

○定例会の招集権限は市長にある（地方自治法第 101 条第１項）ことから、閉会中の常任委員会の日程を固定化する正副委員長案を作成した。日程が早期に分かれば議員・執行部とも計画が立てやすく、執行部からも事前に日程を決めてほしいとの要望があること、事務局が日程調整に苦慮していること、正副議長・執行部の公式行事を踏まえて固定化が可能であることを理由とする。案の内容は以下のとおりである。

・閉会中の常任委員会は、４・５月、７・８月、10・11 月、１・２月の各時期に、五つの常任委員会をそれぞれ１回開催する。
・開催日は、理事者の連続した休暇取得を考慮し、原則として月曜・金曜を除く火・水・木曜とする。
・特別委員会の開催や急な日程変更に対応するため、各閉会中の後半に予備日を２日設ける。
・議会及び執行部の公式行事がある日は除く。
・開催順は、不公平とならないよう閉会中ごとに入れ替える。

○各委員の意見は以下のとおりである。

・案では８月に常任委員会がないが、７月と８月では審査できる内容が異なるため、お盆を避けつつ、８月にも開催日を設けてはどうか。
・８月には予備日を設けており、７月に調整がつかない場合は予備日で対応できる。

※８月に開催日を設けていないのは、子どもの夏休み等の家庭の事情を踏まえ、議員・理事者とも休暇を取りやすくするための案である旨を委員長から説明。作業部会の意見を委員会で協議することとなった。

○委員会で実施の方向となれば、議長に報告の上、１２月の議会運営委員会等との調整を経て年内に公表し、令和９年度（４月）から実施する。